

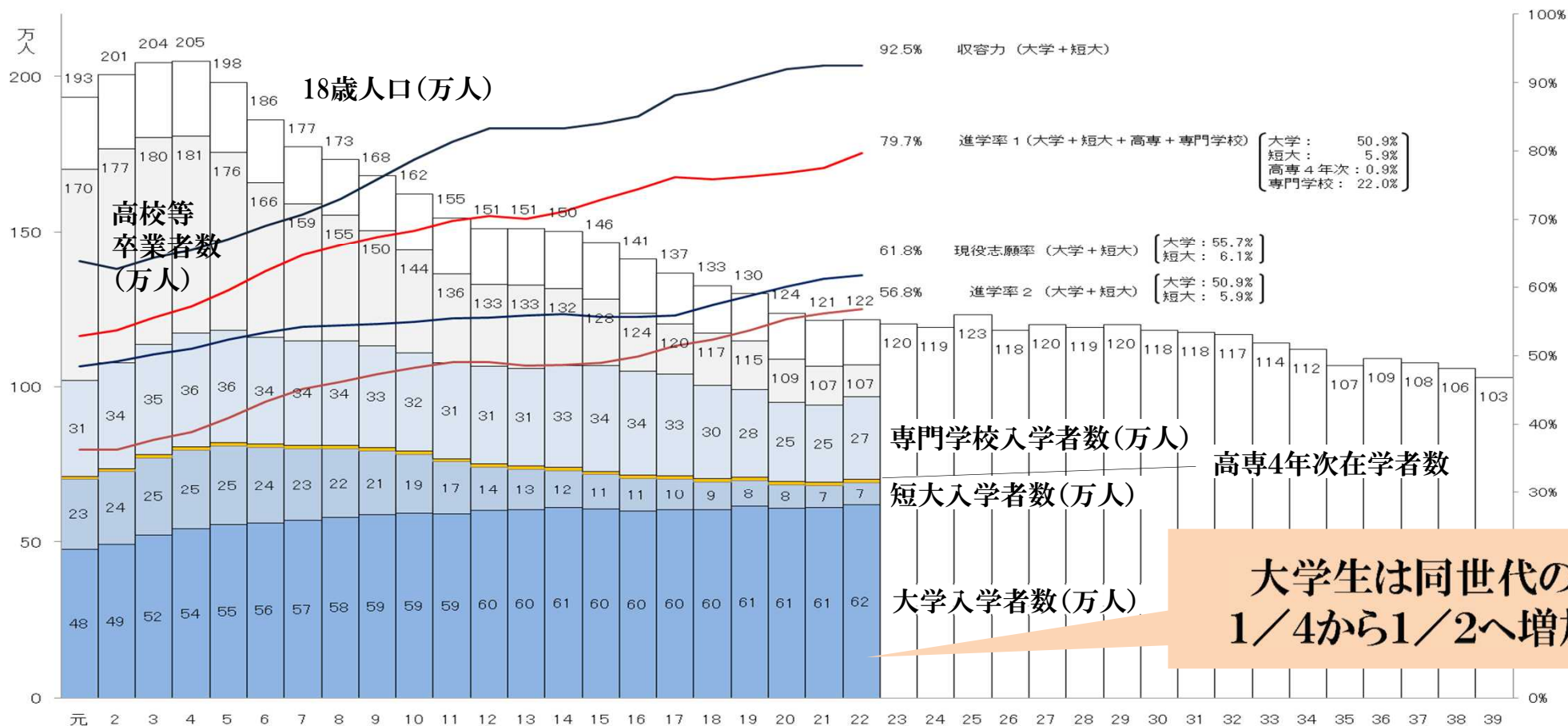
平成25年度「地(知)の拠点整備事業」説明会

「地(知)の拠点整備事業」について

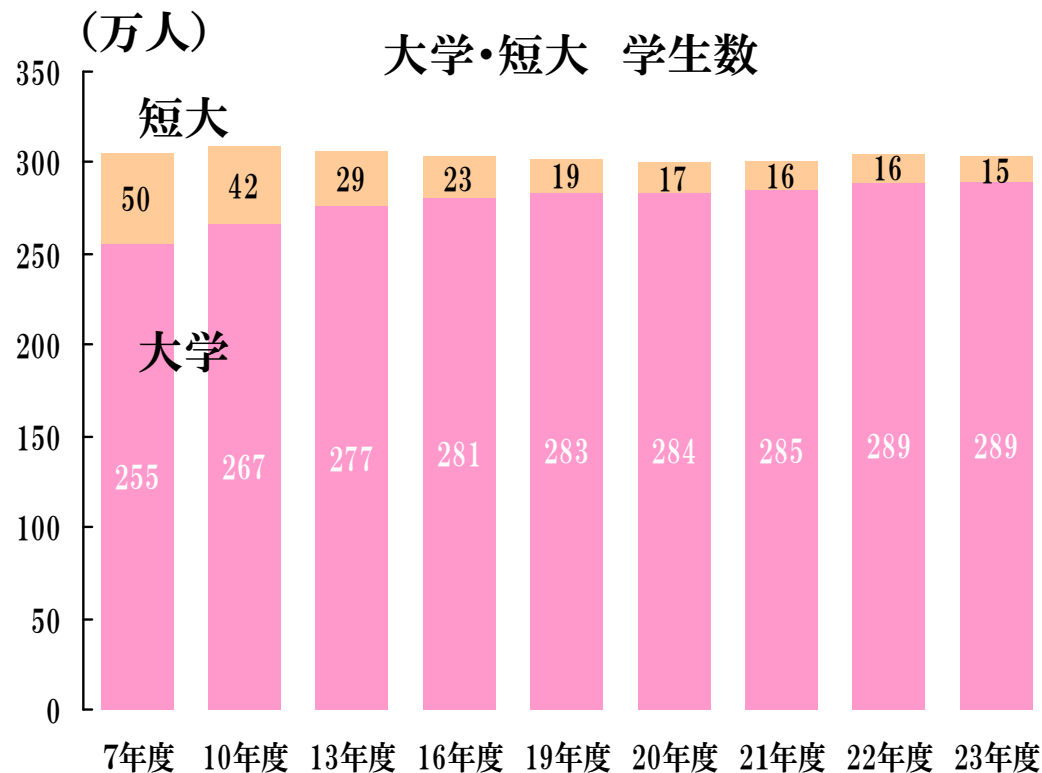
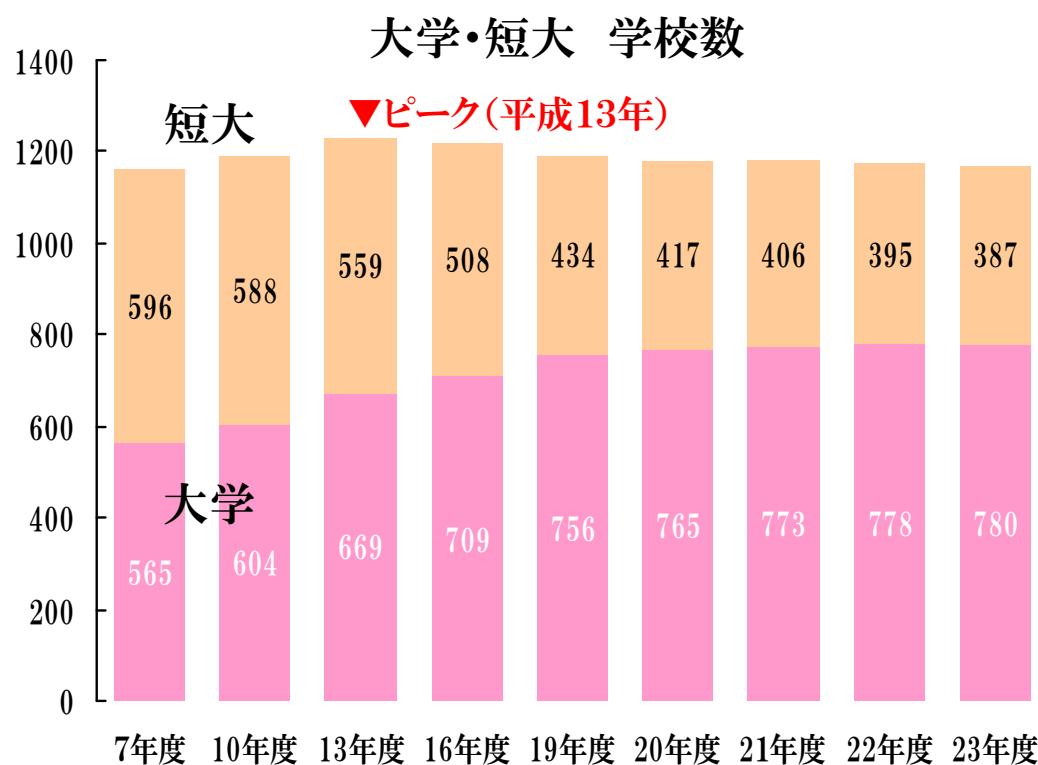
平成25年3月1日

文部科学省 高等教育局 大学振興課

18歳人口の推移と将来推計



大学・短大の学校数・学生数(国公私)



	平成13年	平成23年	増減
大学	669	780	+111
短大	559	387	▲172
合計	1,228	1,167	▲61

	平成13年	平成23年	増減
大学	2,668,086	2,893,489	+346,840
短大	416,825	150,007	▲348,509
合計	3,084,911	3,043,496	▲1,669

大学の責務＝教育・研究・社会貢献

学校教育法

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

教育基本法

平成18/19年改正

学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

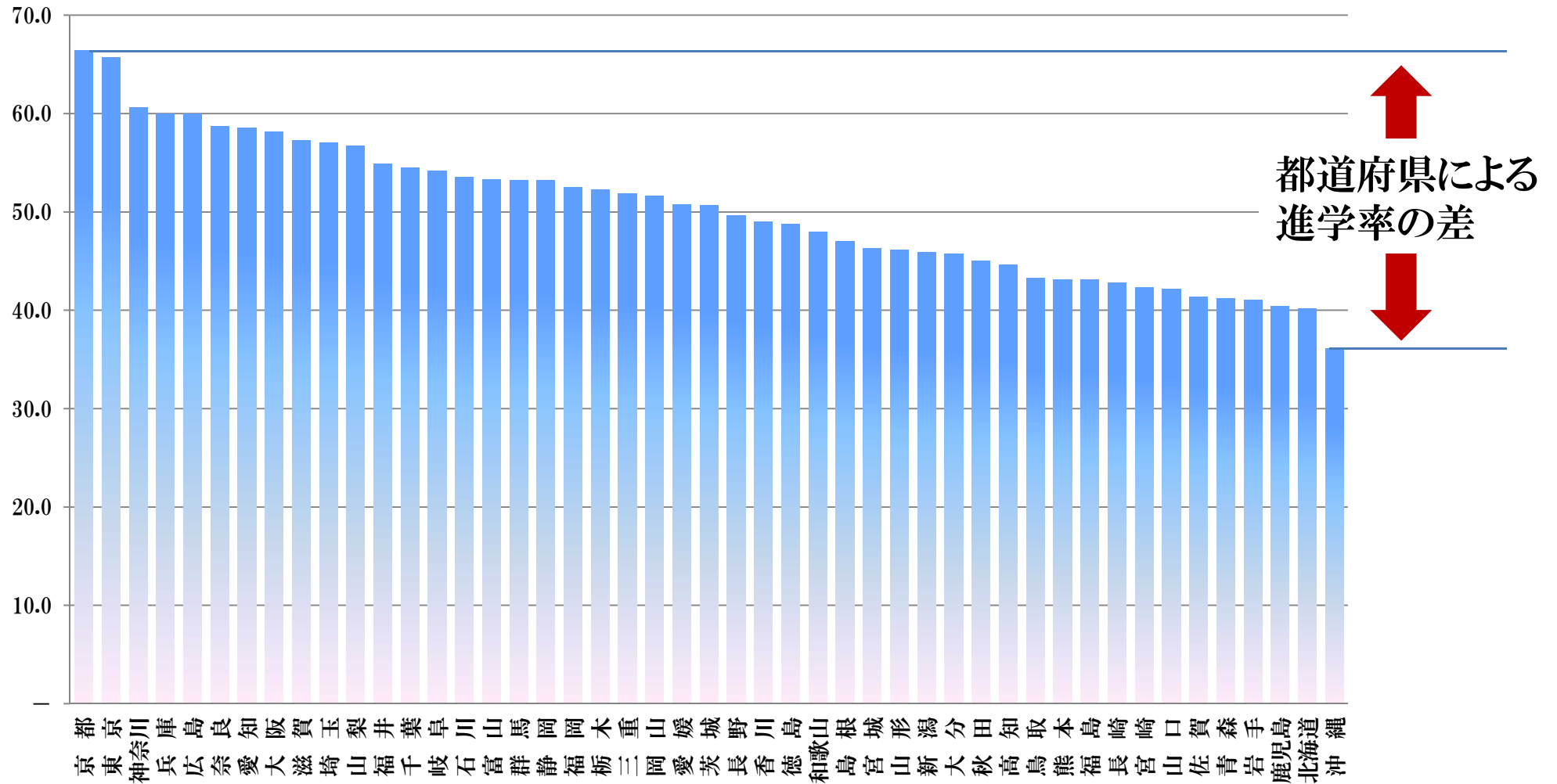
② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

教育基本法

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

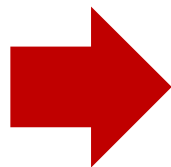
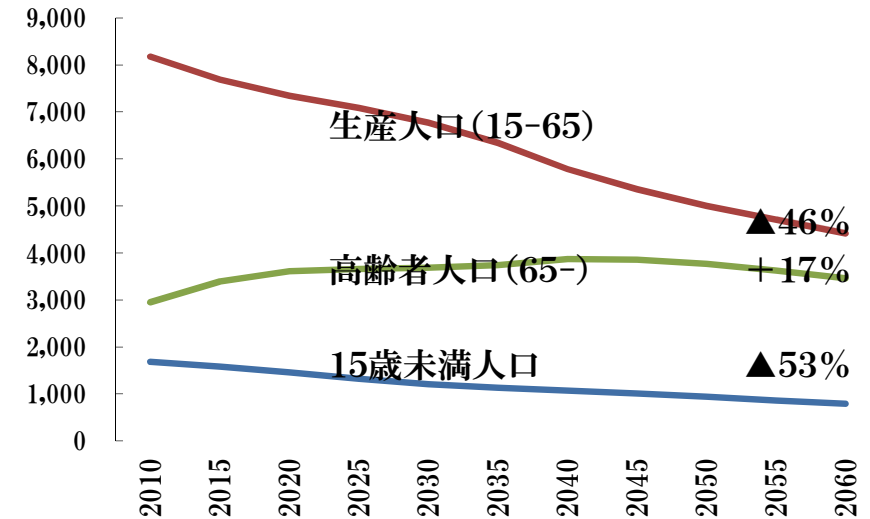
都道府県別大学・短大進学率



我が国が直面する課題と目指すべき大学像

－ 大学改革実行プラン －

- 急激な**少子高齢化**の進行、人口減少
- 生産年齢人口減少、**経済規模の縮小**
- **財政状況**の悪化
- グローバル化による**ボーダレス化**
- 新興国の台頭による**国際競争**の激化
- 地球規模で解決を要する問題の増加
- 地方の**過疎化**・都市の**過密化**の進行
- 社会的・経済的**格差の拡大**の懸念
- 産業構造、就業構造の変化
- 地域における**ケアサービス**(医療・介護・保育等)の拡大



目指すべき新しい大学像

- 学生がしっかり学び、自らの人生と社会の未来を主体的に切り拓く能力を培う大学
- グローバル化の中で世界的な存在感を発揮する大学
- 世界的な研究成果やイノベーションを創出する大学
- 地域再生の核となる大学
- 生涯学習の拠点となる大学
- 社会の知的基盤としての役割を果たす大学

事業のねらい①

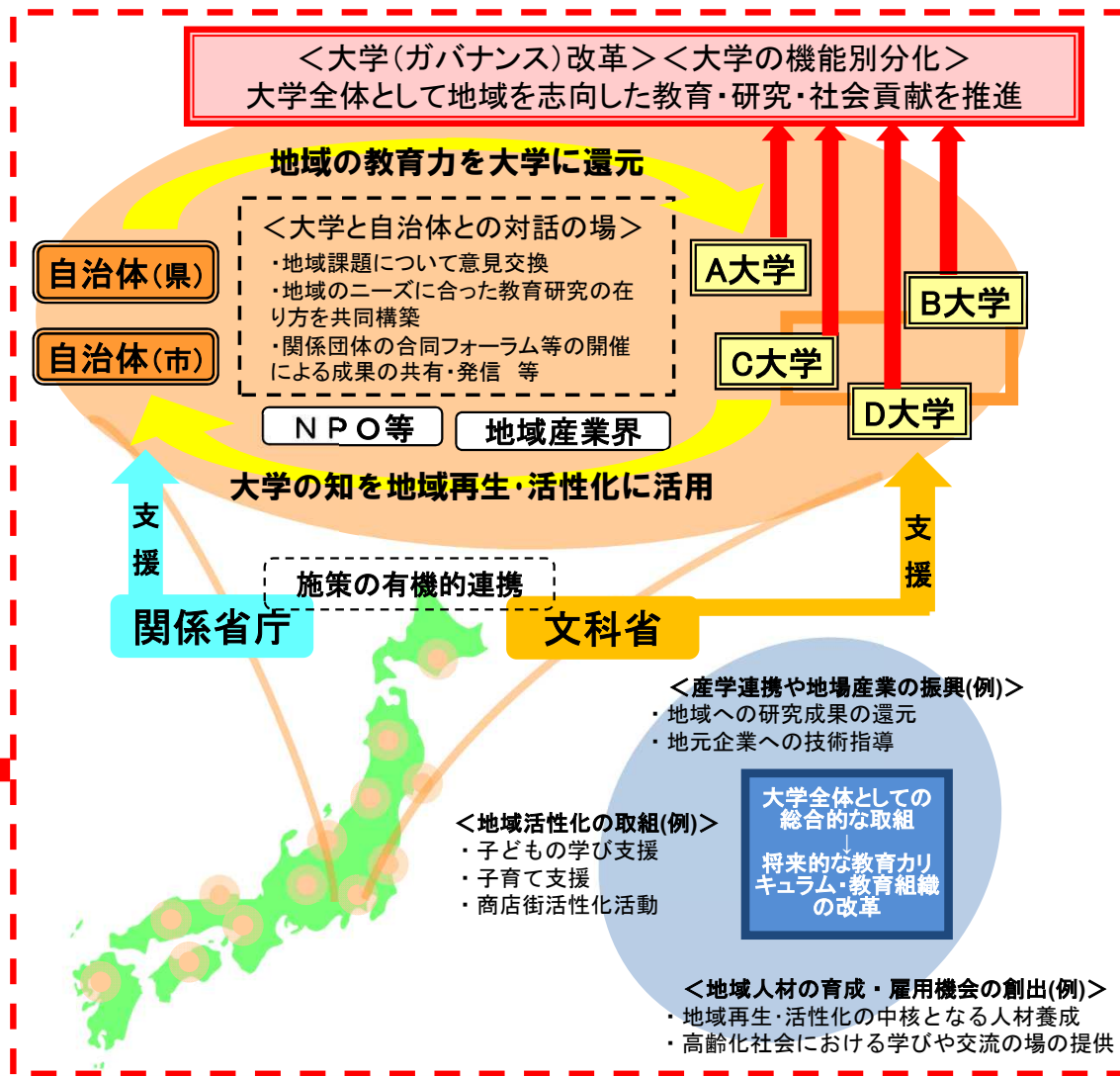
<COC (center of community) 機能について>

大学の役割は、教育と研究と社会貢献

COC機能は全ての大学に求められる機能

その中で事業目的に照らして特に優れた大学を重点的に支援


「地(知)の拠点整備事業」



事業のねらい②

<「地(知)の拠点整備事業」の目標>

全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援

- 
- ① 地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)のマッチングにより、**地域と大学が必要と考える取組を全学的に実施**
 - ② 全学的な取組の明確化
 - ③ 大学と自治体が組織的・実質的に協力

- 
- **学長のリーダーシップの下、大学のガバナンス改革を推進**
 - **各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進**



地域再生・活性化の核となる大学の形成

事業概要

①地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)のマッチング等により、地域と大学が必要と考える取組を全学的に実施

社会貢献	地域志向
研究	
教育	

例えば

子供の学び支援、高齢者・社会人学び直し、商店街活性化 等

地域課題解決の研究実施、研究成果還元、技術指導 等

地域が求める人材を育成 等

- 教育カリキュラム・教育組織の改革は必須
- 取組は地域の課題・大学の資源により異なる

②全学的な取組の明確化

- ・地域を志向した大学であることを明確に宣言
- ・大学のガバナンスの改革を実施し、地域の声を受け止める体制を整備

③大学と自治体が組織的・実質的に協力

- ・協定の締結や対話の場の設定
- ・自治体からの支援(財政支援、土地貸与、人員派遣等)

申請主体

国公立大学(短期大学及び高等専門学校を含む)の学長(高等専門学校は校長)

① 単独も複数も可

② 複数で連携する大学数に、特段の上限は設定しない

➡ ただし、連携する大学の取組を組み合わせるのではなく、個々の大学ごとに全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献が行われているかを第一義的に評価

③ 複数で連携する場合は共同申請とする

➡ 連名で申請し各大学に補助金を交付

④ 共同申請以外の、大学の一部による連携は可

➡ この場合、申請大学と同等の役割・責任を持つものではなく、あくまで協力機関という位置付けとなり、採択大学とはならない

⑤ 単独、複数に関わらず、1大学の申請件数は1件

地域・自治体との関係

(1) 「地域」の定義

事前に規模、距離等で定義するものではなく、まずは、当該大学にとって、**今後拠点として活動していく「地域」とはどこなのか提示**していただく(複数の自治体も可)

ただし、

大学が立地する都道府県又は市区町村を必ず含むようにする。

これに加えて、上記以外の都道府県・市区町村を「地域」に含めることは、差し支えない。(都道府県を越えたものや飛び地も可。)

なお、複数キャンパスを所有する大学は、原則として各キャンパスごとに立地する自治体との連携が必要となる。

当該大学がその地域の拠点となる必要性・重要性を十分に説明

(2) 自治体との関係

大学と自治体が**組織的・実質的に協力**することが求められ、これまでの連携の**実績も必須**

- ①地域課題についての意見交換や地域のニーズにあった教育研究のあり方を共同構築するため、**対話の場を設定**(既存の場の活用も可)
- ②今回の申請にあたり、**自治体の承諾を添付する必要**
- ③自治体からの支援は、既存の支援に加えて、**当事業のために特別な支援が行われるかどうかを重視**
➡ 人的・物的・財政支援のいずれも可。比率(5:5など)や規模(○人以上、○円以上など)は問わない
- ④自治体は**複数の申請に関与**することが可能(申請の段階で、大学は自治体の意向を確認する必要)

審査・評価・経費について①

(1) 審査基準

大学全体として地域を志向した教育・研究・社会貢献となっているか、**(i)現在の状況、(ii)支援期間終了時の達成目標とそれに向けた計画、(iii)支援期間終了後の将来計画を見て評価。**

- ➡ ①特定の指標(学生の参加数、教員の参加数など)は絶対値及び相対値で必ず記載
- ➡ ②そのほか、各大学の任意による内容や指標を記載

なお、選定の際に、**地域バランス、大学の規模等を一定程度考慮**する。ただし、1都道府県に2件と
いった限定はしない。

(2) 事業規模・支援期間

①補助金の基準額は、**1件あたり45,000千円**

(ただし、複数大学での申請、大学の規模等により上限額を引き上げること検討)

物品費(設備備品・消耗品)、人件費、旅費等に使用可能。

- ➡ なお、教育研究改善経費として、地域を志向した教育・研究を行うための経費を各教員に配付することを検討。

②支援期間は、**最大5年間**

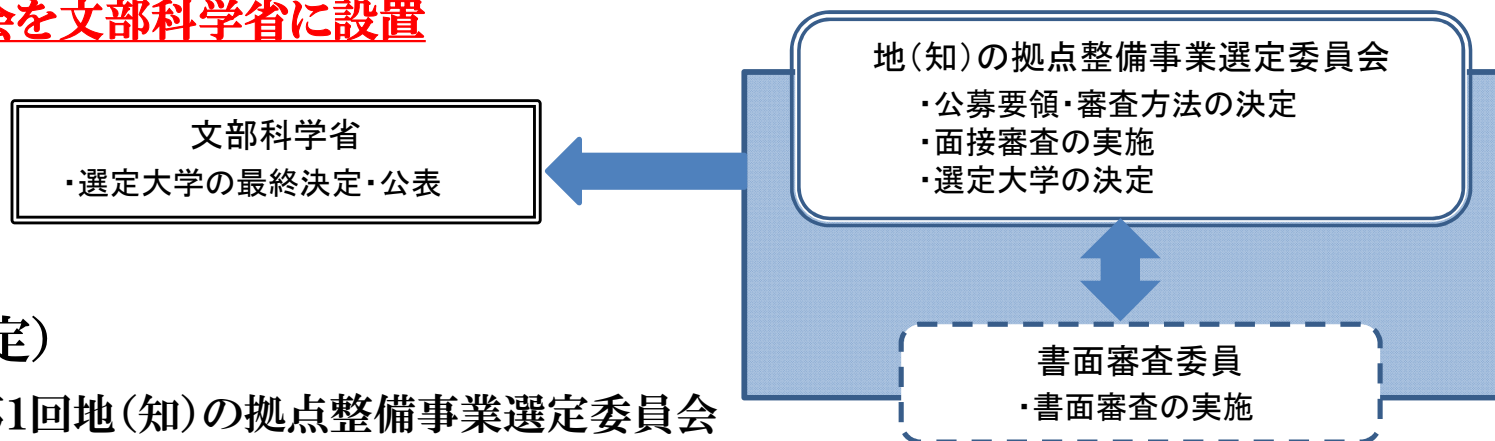
(3) 評価

3年目に**外部者による中間評価を実施**し、進捗状況により**補助金の削減、打ち切り**もあり得る。また、
毎年度事務的な調査を実施

審査・評価・経費について②

(4) 審査体制

- ①大学運営等の経験及び知見を有する者、地方自治体関係者、企業関係者、NPO関係者などで構成される**選定委員会を文部科学省に設置**



(5) スケジュール(予定)

3月中旬	第1回地(知)の拠点整備事業選定委員会 (公募要領等の決定)
3月下旬・4月上旬	公募開始
4月中・下旬	公募説明会
5月下旬	申請受付・申請状況公表
6月上・中旬	書面審査
7月中旬	第2回地(知)の拠点整備事業選定委員会(面接審査の実施)
8月上旬	第3回地(知)の拠点整備事業選定委員会(選定大学決定)
9月1日	事業開始